

第32回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和8年3月5日(木)午後1時30分より、第32回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について

第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

(出席委員)

2番 徳田 明子	3番 中林 和夫	4番 藤井 武雄	5番 山崎 省吾
6番 井内 英樹	7番 佐原 敏	8番 中西 秀友	9番 辻 四一郎
10番 吉田 利一	11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛	13番 清水 幹央
14番 寺川 勝之			

(欠席委員)

1番 欠員

(農地利用最適化推進委員)

村田 昇造 中井 正樹 水谷 修

(事務局)

澤田 局長 稲垣 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 北岡(囑託)

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会は在任委員 1 3 名の内、出席委員は 1 3 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、北村推進委員から欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長よりお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 3 2 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、山崎委員、井内委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、藤井委員と清水委員のお二人でした。ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>なお、第 3 号議案につきましては、井内委員が番号 2 の関係者となりますので、途中退室いただくこととなります。また、議案審議についても分割して行うこととなりますのでご了承願います。</p> <p>それでは、はじめに「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」一括して 3 件をご説明申し上げます。</p> <p>まず、番号 1 については、譲渡人は高齢により営農が困難なため、譲受人は営農規模拡大のため所有権を移転されるもので、譲受人の農作業歴は 3 0 年、水稻を栽培される予定です。</p> <p>次に番号 2 については、譲渡人は遠方にお住いで営農が困難なため、譲受人は営農規模拡大のため所有権を移転されるもので、譲受人の農作業歴は 2 0 年、無農薬で蕎麦を栽培される予定です。</p> <p>次に番号 3 については、農業経営の法人化に伴う農地の賃貸借となります。法人は令和 8 年 1 月 3 0 日に設立されたばかりであり、まだ農地所有適格法人の要件を満たしておらず、解除条件付きの賃貸借契約となります。</p> <p>いずれも農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しないことを確認</p>

<p>議 長</p>	<p>しております。 以上です。</p>
<p>藤井委員</p>	<p>続きまして、藤井委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>報告します。去る2月25日、事務局の案内で清水委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の小倉町の利用状況につきましては、現況は田で、水稻の刈り取り跡がありました。</p> <p>番号2の東笠取の利用状況につきましては、現況は田で、耕起済みでした。</p> <p>番号3の五ヶ庄、及びの利用状況につきましては、現況は畑で、茶園でした。五ヶ庄及びの利用状況につきましても、現況は畑で、茶園でした。</p> <p>いずれも適正に管理されておりました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは、「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、国道24号西側の物流エリアの開発に先立って、ボーリング調査を行うための一時転用となります。ボーリングは1か所あたり21.6㎡、合計4か所で86.4㎡となります。期間は5月31日までの予定です。</p> <p>なお、特定目的会社とは、資産の流動化に関する法律に基づき設立された法人</p>

	<p>で、一般的には本体企業から分離することで、資産のオフバランス化と言いまして、貸借対照表から負債を切り離す効果や本体企業の倒産から資産を守るなどのメリットがあると言われています。</p> <p>国道24号西側の物流エリアの開発については、現在、市において農振農用地区域からの除外手続きに着手されており、本日の全員協議会で宇治農業振興地域整備計画の変更にかかる意見照会について、農林茶業課から説明を受ける予定です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、藤井委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
藤井委員	<p>報告します。去る2月25日、事務局の案内で清水委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の安田町 の利用状況につきましては、不作付地でした。</p> <p>安田町 の利用状況につきましては、現況は田で、耕起済みでした。</p> <p>安田町 及び の利用状況につきましては、不作付地でした。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」は、議案のとおり「承認すべきもの」との意見を付して知事に進達することといたします。</p> <p>続きまして「第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の番号2を先に議題といたします。</p> <p>井内委員はご退室願います。</p> <p style="text-align: center;">= 井内委員、退室 =</p>
議 長	<p>事務局より、説明願います。</p>

<p>局長</p>	<p>それでは、「第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の番号2をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、手続きの関係で新規扱いとなっておりますが、最近まで本件借人との間で利用権設定がなされており、実質的には更新です。期間は5年間で水稻を栽培される予定です。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号の全部効率利用要件及び常時従事要件については、問題が無いことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、清水委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>清水委員</p>	<p>報告します。去る2月25日、事務局の案内で藤井委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号2の檳島町 及び の利用状況につきましては、現況は田で、耕起済みでした。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の異議なしをもって「第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の番号2は、「意見なし」として回答することといたします。</p> <p>井内委員は入室願います。</p> <p style="text-align: center;">= 井内委員、入室 =</p>
<p>議長</p>	<p>引き続きまして、「第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の番号1及び番号3から6について審議を行います。</p>

<p>局長</p>	<p>事務局より説明願います。</p> <p>それでは、「第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の番号1及び番号3から6を一括してご説明申し上げます。</p> <p>番号1については、新規の利用権設定で、期間は5年間、水稻を栽培される予定です。</p> <p>番号3については、手続きの関係で新規扱いとなっておりますが、最近まで本件借人との間で利用権設定がなされており、実質的には更新です。期間は5年間で水稻を栽培される予定です。</p> <p>番号4については、新規の利用権設定で期間は5年間、花卉を栽培される予定です。なお、本件は、1月13日に清水委員さんと村田推進委員さんにご協力をいただいたマッチング抽選会により、貸付先が決まったものでございます。借り受け希望者は2人でいずれも半径300m以内の近接農地の耕作者でした。</p> <p>番号5については、新規の利用権設定で期間は5年間、野菜を栽培される予定です。</p> <p>番号6については、手続きの関係で新規扱いとなっておりますが、最近まで本件借人との間で利用権設定がなされており、実質的には更新です。期間は10年間で水稻を栽培される予定です。</p> <p>いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号の全部効率利用要件及び常時従事要件については、問題が無いことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、清水委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>清水委員</p>	<p>報告します。去る2月25日、事務局の案内で藤井委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1 槇島町 及び の利用状況につきましては、現況は田で、耕起済みでした。</p> <p>番号3の伊勢田町 及び の利用状況につきましては、現況は田で、耕起済みでした。</p> <p>番号4の槇島町 及び の利用状況につきましては、現況は田で、耕起済みでした。</p>

	<p>番号5の小倉町 及び の利用状況につきましては、マルチが敷かれており、畑として管理されていました。</p> <p>番号6の小倉町 の利用状況につきましては、現況は田で、耕起済みでした。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
中西委員	<p>番号5についてですが、以前は貸人の会社が借りていたんですか。会社は関係ないのでしょうか。</p>
局 長	<p>この土地は個人で所有されており、正式な権利設定はございません。会社は関係なく、ご自身で営農されていたと思われれます。実際の作業を受委託されていたかは定かではありません。</p>
水谷推進委員	<p>貸人の年齢はお幾つですか。</p>
次 長	<p>です。</p>
議 長	<p>今まで何回も譲受人として出ていましたね。</p>
中西委員	<p>はい。今度は貸されるんですね。</p>
水谷推進委員	<p>以前に法人で取得したところは、現在もその会社できちんとされているんですか。</p>
局 長	<p>法人は別人格です。法人名義の農地は本件と関係がなく、今回確認しておりません。</p> <p>当該法人が取得すると申請があったときは、きちんと確認しております。以前申請があった際には、問題ございませんでした。</p>
議 長	<p>貸借なので、借りの方がきちんとされていれば良いですね。</p> <p>他にご意見等はございませんか。</p>
	<p>異議なしの声</p>

<p>議 長</p>	<p>ただ今の異議なしをもって「第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」の番号1及び番号3から6は、「意見なし」として回答することといたします。</p> <p>本日は、専決処分の報告案件がございませんので、以上をもちまして本日の総会は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p> <p>なお、個人情報の関係で議案書等の総会資料につきましては、回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いて帰っていただきますようお願いいたします。</p>
------------	---

(午後1時55分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____